

経緯

<大学の教員組織の在り方について>

○平成8年 大学審議会答申

助手の職務内容、名称の見直しを含めた早期検討が必要

○平成13年（第二期）科学技術基本計画
【閣議決定】

助教授・助手の位置付けの見直しを図る

○平成13年 中教審への文科大臣諮問

助教授・助手の位置付けをはじめ教員組織の在り方について検討

○平成15年11月～平成17年1月

中教審の「大学の教員組織の在り方に関する検討委員会」等で検討

○平成17年1月

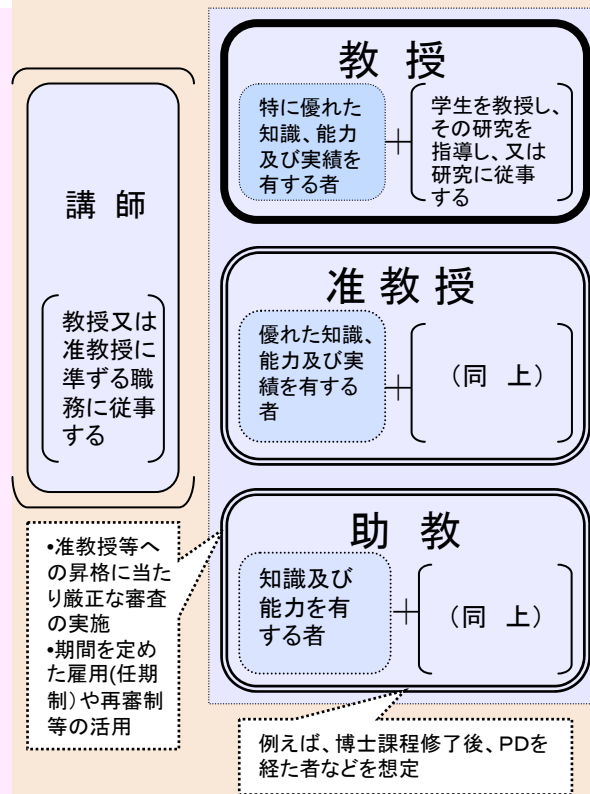
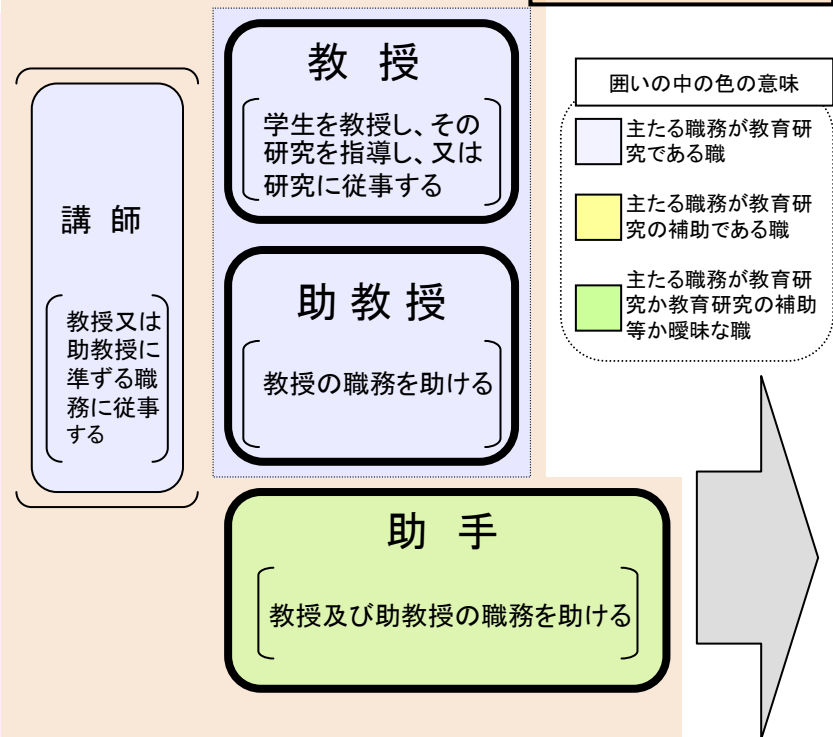
「我が国の高等教育の将来像」において答申

学校教育法上の職の種類と職名・職務内容

現行制度

学校教育法上の職の種類と職名・職務内容

新しい制度



職を囲む線種の意味

- 必ず置かなければならない職
- 基本的には置かなければならないが、教育研究組織として適切な場合は置かないことができる職
- 大学の判断により置かどうかを決めることができる職

各大学の判断により、例えば、主任助手等の職を設けることや専門性の高い職務を担う職との間で人事交流を行うことも考えられる。

助 手

所属組織の教育研究の円滑な実施に必要な業務を行う

大学設置
基準上の
教員組織

講座制・学科目制を例示し、その内容を詳細に規定

大学設置
基準上の
教員組織

(講座制・学科目制に関する諸規定を削除して)各教員の役割の分担及び連携の組織的な体制の確保や責任の明確化についての規定を新設